

京都市消防局告示第4号

消防法施行規則第31条の2の2第1号の規定に基づき指定する周波数帯は、平成26年4月1日から260メガヘルツ帯又は400メガヘルツ帯とします。ただし、400メガヘルツ帯については、260メガヘルツ帯と併用できる場合に限り、これを指定します。

なお、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第21号）附則第2条第3項に規定する消防長又は消防署長が定める日は、平成28年5月31日とします。

平成25年12月24日

京都市消防局長 長谷川 純
(消防局予防部)